

## 第27回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月26日(月) 午前9時00分開議
2. 開催場所 町民総合センター 飯豊町役場 2階大会議室
3. 出席委員 (10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀事務局長 手塚寿子局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 報告第70号 農地法第18条の規定による報告について
  - 日程第 4 報告第71号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 日程第 5 議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第 6 議案第86号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長

秋彼岸明け日ということで、各地で稲刈りの作業も少しずつ始まってきたようです。先週の9月21日の災害現場の現地調査に参加された方、大変ご苦労様でした。改めて、町長に言われて現地を見ないことには、次の一手を打てないのではないかとということで、現地調査をさせて頂いたわけではありますが、現状を見ると、聞くのではまったく違ったというのが大きな印象であったと思います。町長との議会の産業調整委員会と一緒に意見交換させて頂いた中でも、町長の方から、概ね復興に向けた目途がたったとおりましたので、細かい部分については詰めていくと思いますが、なんとか目途がついたと町長の言葉に安堵したところであります。これから、稲刈り等が終わり、綺麗になってから、災害の転作に面積等の把握等に、農業委員の皆様にご足労をかけると思いますが、来年の作付けに向けて、力を注いで、農業委員としていきたいと思っておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

それでは、ただいまより第27回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、8番二瓶幸浩委員、9番高橋泰美委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第70号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地法第18条の規定により、解約の農地の申請があったので、審議を求めます。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字台ノ下 2091-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,519 m <sup>2</sup>	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3036	
	地目地積	田 1 筆で 1,733 m <sup>2</sup>	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里 3036	

	地目地積	田 1 筆で 1,733 m <sup>2</sup>	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3360 はじめ 12 筆	
	地目地積	田 12 筆で 30,812 m <sup>2</sup>	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3360 はじめ 12 筆	
	地目地積	田 12 筆で 30,812 m <sup>2</sup>	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字沖 3664 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8,711 m <sup>2</sup>	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字沖 3664 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 8,711 m <sup>2</sup>	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山玉原 2354 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 15,262 m <sup>2</sup>	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山玉原 2354 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 15,262 m <sup>2</sup>	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西佐内屋敷 184-2 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 1 筆で 18,556 m <sup>2</sup>	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字西佐内屋敷 184-2 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 1 筆で 18,556 m <sup>2</sup>	
12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原尻 3256-1	

	地目地積	田 1 筆で 1,671 m <sup>2</sup>	
13 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原尻 3256-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,671 m <sup>2</sup>	
14 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2315-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 5,591 m <sup>2</sup>	
15 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2315-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 5,591 m <sup>2</sup>	
16 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2245-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 22,001 m <sup>2</sup>	
17 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字東佐内屋敷 3835-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,735 m <sup>2</sup>	
18 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2245-1 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 11 筆で 25,736 m <sup>2</sup>	

以上、解約の通知がありましたので、ご報告致します。

議 長

報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第4報告第71号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字元ノ下 1911 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 2 筆で 15,005 m <sup>2</sup>	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田一 2115-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 2 筆で 2,541 m <sup>2</sup>	

3 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字台ノ下 2091-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,519 m <sup>2</sup>	
4 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字橋本向 4828 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 3,186 m <sup>2</sup>	

1 番は平成 20 年 11 月 30 日、相続による取得で、あっせんの希望はありません。2 番は令和 4 年 8 月 18 日、相続に取得で、あっせんの希望はありません。3 番は令和 3 年 5 月 6 日、相続に取得で、あっせんの希望はありません。4 番は令和 4 年 8 月 9 日、相続に取得で、あっせんの希望はありません。以上、4 件、ご報告致します。

議 長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 議案第 85 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	小白川 1788-2	〇〇〇
	申請地	小白川字新屋敷 1714-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,771 m <sup>2</sup>	

本申請は、倉庫及び乾燥室設置の用途で令和 3 年 11 月に許可が出ている土地の周りの部分になり、通路や資材置き場としての転用になります。しかしながら、既に宅地としての土盛り造成されておりますので、違反転用としての取り扱いとなります。申請地は 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地の転用であります。第 1 種農地の転用は、原則許可できないとされておりますが、既存施設の 2 分の 1 を超えない拡張であれば許可できるとされております。

以上説明しましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 ただ今、説明があった通りでございまして、違反転用ということで、大変遺憾なことと思っております。その中で、〇〇〇より 2 度とこのようなことがないように、申請を進めていくということですので、その点、ご理解を頂いて、許可頂くようお願いしたいと思っております。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありま

したらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第6議案第86号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。所有権移転が2件となっております。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字台ノ下 2091-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,519 m <sup>2</sup>	
2番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字台ノ下 2022-2	
	地目地積	畑 1 筆で 3,934 m <sup>2</sup>	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1番の案件ですが、〇〇〇は南陽市の方に引っ越していて、〇〇〇は牛の子取り等で手広くやっておられるということで、特に問題ないと思われま。2番の案件は、〇〇〇の両親が亡くなられて、白鷹に住んでおられ、管理できないので、〇〇〇本人がやるということで、所有権移転となったので、特に問題ありません。ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終

了いたしました。第27回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

( 午前9時35分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年9月26日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 (8番) \_\_\_\_\_

署名委員 (9番) \_\_\_\_\_